

我孫子市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例 第2条第3号ア(イ) の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条 条例 第2条第3号ア(イ) の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p> <p>（条例 第17条第2号 の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第12条 条例 第17条第2号 の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p> <p>（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第15条 第7条の規定は、部分休業に</p>	<p>（条例 第2条第3号ア(ウ) の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第2条 条例 第2条第3号ア(ウ) の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。</p> <p>（条例 第17条第2号イ の規則で定める非常勤職員）</p> <p>第12条 条例 第17条第2号イ の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によつて勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p> <p>（部分休業に係る子が死亡した場合等の届出）</p> <p>第15条 第7条の規定は、部分休業に</p>
<p>第15条 第7条の規定は、部分休業に</p>	<p>第15条 第7条の規定は、部分休業に</p>

ついて準用する。この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条」とあるのは、「条例第20条 において準用する条例第13条」と読み替えるものとする。

ついて準用する。この場合において、同条第1項第4号中「条例第5条」とあるのは、「条例第20条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。